

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

平成7年11月1日

条例第15号

改正	平成10年3月3日	条例第1号	平成28年2月22日	条例第4号
	平成15年2月28日	条例第4号	令和2年2月5日	条例第2号
	平成21年2月13日	条例第2号	令和8年2月9日	条例第2号
	平成22年3月29日	条例第1号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定により、特別職の職員で非常勤のもの(以下「特別職の職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 年の中途において就任及び退任したときは、月割により計算し、就任及び退任の月分は日割により計算した額とする。

(報酬の支給方法)

第3条 前条に掲げる報酬のうち年額で支給するものは、毎年度末に支給する。ただし、年の中途において退任したときは、その月の翌月に支給するものとする。

2 日額で支給するものは、その職務に従事する日数により支給する。

(費用の弁償の支給)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その職務を行うため費用の弁償として旅費を支給する。

2 旅費の種類は、次の各号に掲げるものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、包括宿泊費及び宿泊手当 職員の旅費に関する条例(平成7年但馬広域行政事務組合条例第18号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。

(2) 宿泊料 職員の旅費に関する条例第11条の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条中「1万4,200円」とあるのは「1万5,700円」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、特別職の職員の旅費については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成7年11月1日から施行する。

附 則(平成10年3月3日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成15年2月28日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成21年2月13日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月5日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月9日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職名		報酬の額	
管理者		年額	40,000円
副管理者		年額	25,000円
監査委員	識見者	年額	42,000円
	議会選出	年額	13,000円
但馬公平委員会	委員長	日額	10,000円
	委員	日額	9,000円
地方自治法第138条の4第3項 の附属機関の委員 ※	会長	日額	15,000円
	委員	日額	9,000円

※地方自治法第252条の7の規定により共同して設置する地方自治法第138条の4第3項の附属機関を含む。